

大阪医科薬科大学
教職員各位
学生各位

大阪医科薬科大学
学長 佐野 浩一

【2021 年度 第 11 報】新型コロナウイルス感染拡大に伴う本学の基本方針及び
教職員・学生の行動指針について
(対象期間：2021 年 12 月 1 日～12 月 31 日)

全国の緊急事態宣言、並びにまん延防止等重点措置がすべて解除され、都道府県単位で行動制限緩和が行われていることを受け、第 11 報を以下のとおり適用します。対象期間は 12 月 1 日～12 月 31 日とします。

基本的大学共通事項

1. 正課活動について

講義と演習については、面接授業と遠隔授業を併用して行います。実習については、原則として面接で行います。具体的な講義、演習及び実習の方法については、各キャンパスよりお知らせします。

2. 正課外活動等について

＜医療機関等における実習中の学生（2 週間後に実習を控えている学生を含む）＞

①会食等について

感染リスクの高い下記施設への出入りを禁止します。また、同居家族以外との会食を極力控えてください。

- ・居酒屋、バー、ライブハウス等の飲食店
- ・パチンコ店、ネットカフェ、雀荘等の遊興施設

②クラブ活動について

原則として禁止します。

上記①②に反する行為・行動が原因となり、医療機関等でクラスターが発生した場合、または②に反した場合には、クラブの活動を停止し、当該学生は大阪医科薬科大学学生等懲戒規程による処分の対象とすることがあります。

＜医療機関等における実習中でない学生＞

①会食等について

添付の『大阪府からの府民等への要請(12 月 1 日～12 月 31 日)』の内容に従ってください。

②クラブ活動について

各学部の方針に従ってください。

3. 学生のアルバイトについて

以下の条件を満たし、感染予防に十分留意することを前提に、期間中の学生のアルバイト等への従事を許可します。

- ①感染リスクが高い施設ではない
- ②三密回避、マスク着用、社会的距離、手洗い等必要な感染拡大対策が実施されている
- ③アルバイト等による収入を生活費(遊興費を除く)や学費・書籍代等に充当する必要がある
- ④感染した場合、追跡可能な方策(新型コロナウイルス接触確認アプリ”COCOA”等を使用)を取っている
- ⑤やむを得ないと判断された状況以外での新型コロナウイルス感染による入院や自宅隔離などに伴う不利益は自己責任となることを理解している

4. 学生の健康管理について

- ①毎日、体温測定、体調チェックを行い、発熱(37.0度以上、または平熱+0.5度以上)、鼻水、咳、咽頭痛、倦怠感などの症状がある場合は登校せず、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に電話連絡してください。学校医と相談のうえ、病院職員外来の受診や、PCR検査を行う場合があります。
- ②新型コロナウイルス感染症と診断された時、濃厚接触者に認定された時の対応
新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、あるいは濃厚接触者となった場合(同居家族が罹患など、行政が判断)、ワクチン接種の有無に関わらず行政の指示に従って出校停止・再登校となります。その場合、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に必ず報告をしてください。なお、本部キャンパスの学生は、同じ敷地内に大学病院があるため、再登校前にPCR検査を行い、学部長と学校医が再登校の判断をする場合があります。
- ③同居家族・友人が新型コロナウイルス感染症と診断された時、濃厚接触者に認定された時の対応
登校せず、すみやかに医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に必ず報告をしてください。

5. 教職員及び学生の海外渡航について

海外渡航は、外務省及び相手国の指示に従うこととし、事前に学長(教員・大学職員)、または病院長(病院職員)の許可を得てください。なお、海外から帰国した者は、検疫所の指示に従うこととし、違反した場合は処罰の対象とします。

6. 学会、研修会及び勉強会等について

下記①～④の通りとしますが、加えて、開催地となる都道府県の指示に従ってください。

①会場として本学の講義室や教室を利用する学会、研修会、勉強会等について

以下の事項を遵守してください。

- ・十分な感染対策を講ずること
- ・会食を伴わないこと
- ・会場の収容定員の50%程度の参加者数であること
- ・事後に参加者の名簿とワクチン接種歴の有無(証明書等は不要)を提出すること

②学外で開催される学会、研修会及び勉強会等への出席について

11月29日にグループウェアに掲載した「本学教職員の学会等出張の取扱いについて」を確認してください。

③学外からの見学者及び実習者について

原則として、新型コロナウイルスワクチン接種済、または抗原検査かPCR検査陰性であることを条件とします。

④他学への講師派遣について

他学への講師派遣については、先方の方針に従い、感染対策を徹底して行うことを条件に認めます。

7. 図書館について

開館時間及び自習のための利用については、各キャンパスよりお知らせします。

以上、基本的大学共通事項を示します。なお、各学部・各研究科で決定する事項については、ユニバーサル・パスポートから配信するそれぞれの学部長・研究科長の指示に従ってください。

※この基本方針は12月1日現在のものであり、今後の社会情勢の変化や本学関係者に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者等が発生した場合は、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。
基本方針の変更時は、随時、ホームページやユニバーサル・パスポートで周知します。

以 上

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 12月1日～12月31日（ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断）
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- 会食を行う際は、4ルールに留意すること
 - ・ 同一テーブル4人以内※¹
 - ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・ 2時間程度以内での飲食
 - ・ マスク会食※²の徹底
- ※¹ 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
- ※² 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 特に、クリスマスや忘年会など、多人数が集まる場合は、上記の4ルールを徹底

●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - ・ 特に、クリスマスや忘年会など、多人数が集まる会食
 - ・ クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や練習試合）及び前後の会食
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※1	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※3	収容定員まで	5000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※3	100% ※2	大声なし：100%、大声あり：50% ※4

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

※1 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※2 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※3 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること

※4 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義

※5 飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることが条件とする

※6 イベントを開催する施設管理者は、上記のイベント開催制限を守ること

●施設について（府有施設を含む）

飲食店等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施 設	要 請 内 容	
	ゴールドステッカー認証店舗 （7ページ参照）	その他の店舗
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	○同一テーブル4人以内※ （5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること）	○同一グループ・同一テーブル4人以内※ （5人以上の入店案内は控えること）

【結婚式場】

同一テーブル4人以内※（出席者が5人以上の場合、テーブルを2つ以上に分けること）

※ 同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

施設の種類	内 訳	働きかけ内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ 【その他】 （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

・手指消毒の徹底

・食事中以外のマスク着用の推奨

・換気の徹底、CO2センサーの設置

・症状のある従業員に対する

「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨

・コロナ対策リーダーの設置 等

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、本日11/25(木)は 22時まで



特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請等の内容にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

※ただし、本日11/25(木)は22時まで

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定